

第2回中小家畜動物臨床小委員会の会議概要 (産業動物臨床部会常設委員会小委員会)

I 日時 平成18年11月10日(金) 13:00~15:50

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】 横尾 彰(日本獣医師会理事(全国農業共済協会家畜共済総合対策室長))

【委員】 麻生 哲(日本獣医師会理事・大分県獣医師会会長(麻生獣医科院長))

大井宗孝(神奈川県獣医師会(日本養豚開業獣医師協会理事))

酒井淳一(山形県獣医師会(山形県農業共済組合連合会第2事業部長))

坂井利夫(千葉県獣医師会(有限会社坂井利夫家禽・家畜診療所代表取締役))

佐藤 優(秋田県獣医師会(株式会社秋田中央鶏病研究所代表取締役))

渡辺一夫(千葉県獣医師会(株式会社ピグレッツ代表取締役))

【本会】 大森伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 第1回中小家畜動物臨床小委員会の協議結果(説明)
- 2 中小家畜動物臨床の現状と課題に対する対応(協議)
- 3 その他

V 会議概要

開会にあたり、横尾委員長から前回、各委員から提出された中小家畜動物臨床の現状と課題に関する論点については、さらに今後の方向と具体的な方策について議論を深め、報告書として取りまとめた旨の挨拶がなされた。

1 第1回中小家畜動物臨床小委員会の協議結果(説明)

事務局から、資料に基づき第1回委員会の会議概要が示され、前回は、まず①産業動物・家畜共済委員会における中小家畜動物臨床に係る検討内容及び本委員会設置に係る経過、次に②日本獣医師会の職域別部会制における本委員会の位置付け、本委員会の検討テーマ及びスケジュールが各々説明された。続いて③事前に各委員から提出された「中小家畜(養豚・養鶏)の臨床現場の現状と課題」について提出委員から説明された後、意見交換が行われ、次回委員会(今委員会)においては③について、委員長と事務局で現状及び問題点並びに対応の方向に係る論点について整理し、委員の意見を伺い、報告書の作成を進めることとされた旨説明された。

2 中小家畜動物臨床の現状と課題に対する対応（協議）

横尾委員長から、「中小家畜動物臨床の課題と今後の対応（中小家畜動物臨床小委員会報告書の収載項目）」が示され、その中で、麻生委員から、九州の各縣市獣医師会の担当で開催された「要指示医薬品と指示書等取り扱い会議」の報告、事務局から「生産情報公表 J A S 規格」についての説明がされた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

(1) 中小家畜動物臨床の現状

生産者の「獣医療サービスは無料で提供される」という意識の定着については、これまでの企業獣医師による無料のサービスに替えて、有料でも開業獣医師からの情報提供を含むサービスを希望する一部の生産者もある。今後は、生産者が管理獣医師と契約するよう意識改革を促すことが重要であり、獣医療提供のあり方の論点整理においては、管理獣医師・巡回診療・定期診療等がキーワードとなる。

(2) 中小家畜の生産・流通において望まれる獣医療提供体制

ア 「提供が望まれる獣医療について」の項について：「管理獣医師としての総合的な獣医療サービス」を小項目の先頭に配置する。

イ 「正確な個体診療」の項について：養豚農家は生産性を高めることを目的としており、そのために個体診療を必ずしも必要としない。養豚臨床獣医師は、個体診療技術を、あくまでも生産性向上のための「一手段」として位置づけることが現実的と思われる。

ウ 獣医師でない企業の従業員などが養鶏場を訪問してワクチン接種を行うことは獣医師法違反であり、厳に戒める必要がある。

エ 指示書の交付に際しては、獣医師が自ら診断し、処方し、当該医薬品が適切に使用されるよう指示することが義務付けられており、その一連の行為に獣医師は責任を持つ必要がある。企業に所属する獣医師が生産者のいうままに、自ら診断することなく多数の指示書を発行することは、明らかに獣医師側に問題があり、改善させる必要がある。また、指示書を交付する獣医師は、中小家畜動物臨床に関する知識を持っていないなければならない。

(3) 中小家畜動物臨床専門獣医師の育成

ア 大学における中小家畜動物臨床に係るカリキュラムや施設設備の改善には限界がある。むしろ、現場の獣医師の支援、協力が重要と思われる。現実的には、学生、新卒獣医師に生産現場における実習の場を提供し、現場の獣医師と学生が交流し、実習、講義を受ける機会が設けられるよう関係者が一体となって努力する必要がある。

イ 企業が養鶏農家を対象に有料で研修会を行っている例もあり、生産者が獣医師よりも知識が豊富である場合もある。

ウ 中小家畜動物臨床専門医の認定制度の確立が、この分野の獣医師の育成に繋がるとと思われる。

(4) 今後の対応に関する提言

ア 「中小家畜動物臨床のためのネットワーク」の項について：開業獣医師が診療現場で個人の人脈等によるネットワークを構築している現状はあるが、個人の努力に頼るのではなく、行政、大学、共済団体等を含めた幅広いネットワークが構築できる体制を整備する必要がある。

イ 「食の安全、防疫のための獣医療提供のネットワーク」の項について：管理獣医師が飼養衛生管理における中心的存在となって農家へ指導を行い、必要に応じて、行政、共済団体等の関係者から情報や指導を受ける等の支援体制を構築するのが現実的である。

ウ 「日本型巡回・定期診療体制の構築」の項について：デンマーク・ドイツ等においては各国が実情に合った獣医師の巡回・定期診療制度を有しており、法令等によって巡回診療が義務づけられている。わが国においても、中小家畜の衛生指導における獣医師の位置付けを法令に明記する等して管理獣医師、巡回診療制度の実現を図るべきである。

エ 一定羽数以上の鶏の飼育施設に管理獣医師（施設に勤務する獣医師とは別に公的位置付けをもつ）を配置することを義務化すると良い。そして常に一定の衛生状態を管理獣医師が確保する。現在、サルモネラの検査などは、大手の雛販売業者が生産者に検査機関を指定して行わせたり、大手養鶏場の勤務獣医師に委託する例もある。管理獣医師が公正な検査をすることにより一定の衛生状態を確保する仕組みを構築する必要がある。

オ 「中小家畜動物臨床に関する広報」の項について：獣医師が生産現場で衛生管理に関わることの重要性、いかに獣医師が畜産物の安全な生産に貢献しているかを日本獣医師会が生産者へ周知することが必要である。その際、生産者団体の協力を得ることが望ましい。

一方、消費者に対しても、畜産物の安全は獣医師によって守られていることを周知することが重要である。獣医師のもつ専門的な知識・技術によって、責任ある体制が構築できることを理解してもらう必要がある。

さらに日本獣医師会雑誌で、獣医師に中小家畜等の現状を広報すると良い。

ク 生産情報公表 J A S 規格の中で、牛肉・豚肉の生産情報に生産・流通に関わった獣医師名を加えることについては、消費者の要望を踏まえたうえで、生産者の費用負担の可能性等を考慮する必要がある、獣医師側の理論のみで進めることはできない。

IV まとめ

横尾委員長から、報告書については、本日の議論を踏まえて委員長及び事務局で再度整理することとされた。ただし、「日本型巡回・定期診療体制の構築」については、酒井委員が取りまとめて事務局に提出し、他の部分とあわせて構成を整えたうえで、次回委員会に提出することとされた。